

はじめに

大田区は、羽田空港の国際化を目前に控えた2010年（平成22年）3月、「大田区多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランは、羽田空港国際化により、これまで以上に在住外国人が増加することを見越し、外国人と日本人が地域の中でより良い関係を築き、ともに地域の一員として、誰もが暮らしやすいまちづくりに参画していただくことを目標に策定したものです。

この2010年策定のプランは、本年3月で計画期間である5年間が終了するため、実施結果を検証するとともに社会状況変化等の調査・分析を行い、改定作業を進めてまいりました。

この間、区内在住外国人数は、2011年（平成23年）の東日本大震災後の一時期を除いて一貫して増加傾向にあり、2014年（平成26年）8月には初めて19,000人を超えました。これだけ多くの外国人が区内に暮らす中で、区民一人ひとりの力を源とする地域力が発揮され、より活力に満ちたまちづくりを行うためには、日本人区民と外国人区民の共生を更に図る必要があります。外国人区民が地域の中で、自身の文化、言語など、個性や特質を活かしながら、日本人区民と理解し合い、ともに生きていく多文化共生社会の実現は、大田区の地域の活力を生み出すとともに、世界に開かれた「国際都市おおた」の魅力拡大にもつながります。

2014年7月、羽田空港と結ばれた国際線就航先は世界25都市に広がり、2020年（平成32年）には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。今後、日本の玄関口である羽田空港を利用し、大田区に降り立つ訪日外国人はますます増えることでしょう。

このように、めまぐるしく国際化が進展する中で、大田区は常に先を見据えながら、多文化共生施策に取り組んでまいりました。今後も、多文化共生分野における将来像である『～地域の中で わかりあい ともに生きる～多文化が地域に活力を生み出す「国際都市おおた」』の実現に向け、区民の皆様とともに本プラン（改定版）に掲げた施策を着実に推進してまいります。

2015年（平成27年）3月
おおた ちょう
大田区長

目次

第1章

大田区多文化共生推進プラン(改定版)の基本的な考え方

- 1 改定の趣旨.....4
- 2 プランの位置づけと計画期間.....5
- 3 大田区がめざす将来像.....6

第2章

大田区における外国人区民の現状と課題

- 1 外国人区民の現状8
 - (1) 大田区における外国人人口の推移8
 - (2) 国籍別外国人内訳9
 - (3) 国籍別外国人数の推移10
 - (4) 在留資格別内訳11
- 2 大田区のこれまでの取組と成果及び今後の課題12
 - (1) 重点項目の取組12
 - (2) 施策類型別の取組と成果及び今後の課題20

第3章

大田区多文化共生推進プラン(改定版)の推進事業

- 1 プラン体系.....36
- 2 計画事業とモノサシ38
- 3 推進体制と進行管理.....65
 - (1) 推進体制.....65
 - (2) 進行管理.....66

資料編

- 資料-1 平成26年度大田区多文化共生実態調査(報告書概要版).....68
- 資料-2 大田区多文化共生推進プラン庁内検討会設置要綱、別表.....80
- 資料-3 大田区多文化共生推進プラン(改定版)策定の経過.....82

1 改定の趣旨

日本における外国人人口の急激な増加に対応するため、国は2006年(平成18年)、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体の多文化共生^{※1}推進に関する指針を示しました。日本の玄関口である羽田空港を擁する本区においても、羽田空港の国際化を目前に控えた2010年(平成22年)3月、区内の外国人居住者、来訪者もしくは滞在者の更なる増加を想定し、「大田区多文化共生推進プラン」(以下「当初プラン」という。)を策定しました。以降、その将来像や基本目標のもと、大田区が国際都市としての魅力を更に高めていくため、様々な分野で多文化共生施策に取り組んできました。

この間、2012年(平成24年)7月には、住民基本台帳法の改正により外国人登録制度が廃止され、在住外国人も住民基本台帳制度の適用対象となるなど、外国人に対する基礎的行政サービス提供のための基盤整備が進められ、外国人も住民であるという考えが制度的にも反映されました。

また、2020年(平成32年)東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や羽田空港の国際線直行便増便、大田区の国家戦略特別区域への指定など、社会経済活動の更なるグローバル化により、今後外国人区民^{※2}の一層の増加も予想されます。

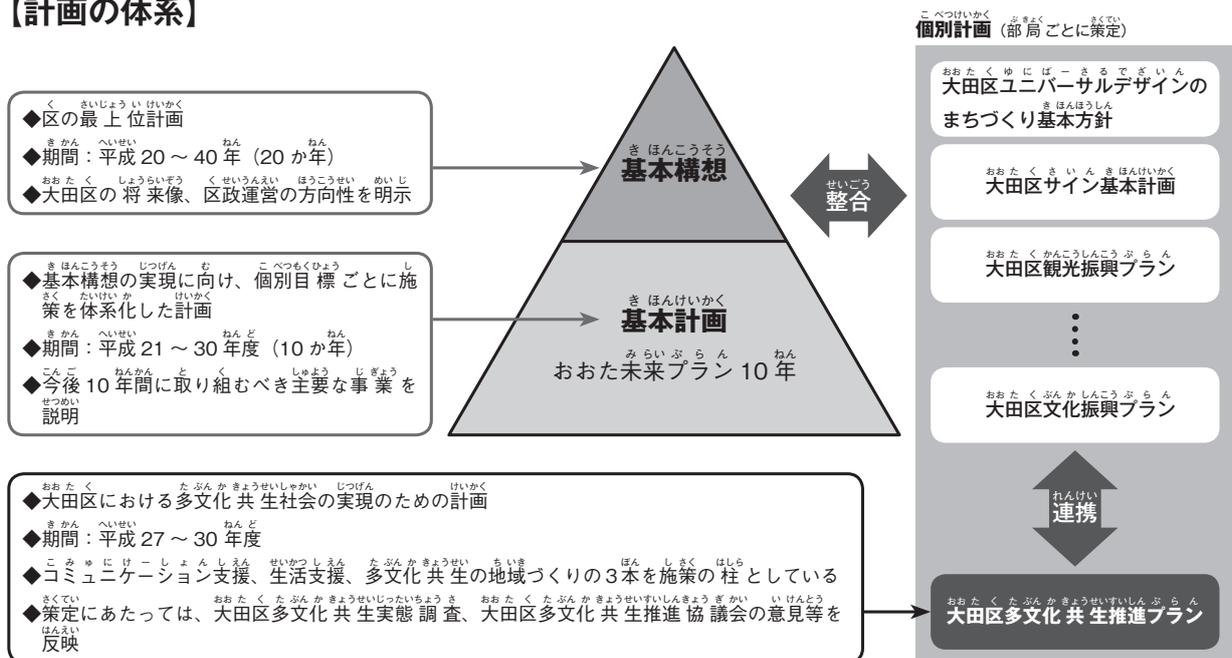
このように、本区の多文化共生を取り巻く環境は、当初プラン策定以降、大きく変化してきています。そこで区では、当初プランの成果と課題を明らかにするとともに、環境変化により対応した施策の実施を通じて更なる多文化共生社会を推進するため、2015年(平成27年)3月の当初プラン計画期間の終了に合わせ、新たな「大田区多文化共生推進プラン(改定版)」(以下「本プラン」という。)を策定しました。本プランでは、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、施策の見直し・再構築を図り、今日の状況に対応した、より効果的な多文化共生施策を推進するための具体的な計画事業を設定しています。

2 プランの位置づけと計画期間

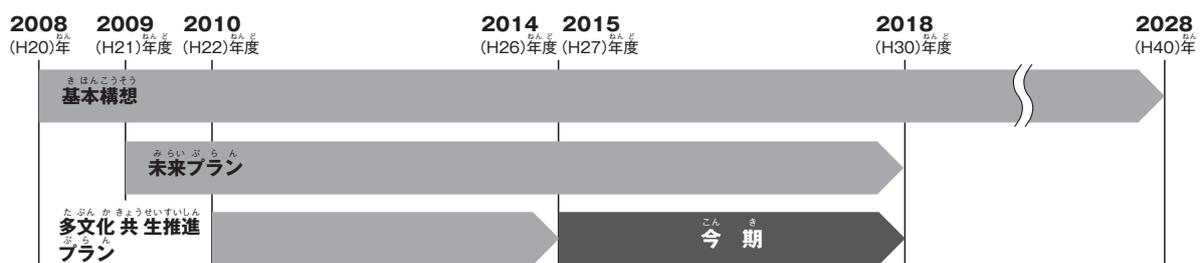
本プランは、大田区基本構想の実現に向けて策定した大田区10か年基本計画「おた未来プラン10年（後期）」（以下「未来プラン（後期）」という。）における多文化共生推進に係る施策を具体的に実施するための個別計画として策定しています。また、大田区多文化共生推進プランの改定・実施については、未来プラン（後期）に掲げる主な事業の一つとして位置付けられています。

本プランの計画期間は、未来プラン（後期）の計画期間の終了に合わせて、2015年度から2018年度（平成30年度）までの4年間とします。計画期間中に、国際社会の動向や国・都における多文化共生に係る方針など、多文化共生施策を取り巻く状況の変化があった場合や、2020年東京オリンピック・パラリンピック等に関連して新たに盛り込むべき事項等が発生した場合には、柔軟に対応します。

【計画の体系】



【計画期間】



3 おおたくがめざすしやうらいぞう 大田区がめざす将来像

おおたくきほんこうそうでは、おおたくの2028年（平成40年）のあるべきすがたとして「**地**いきりよく**域力**※3がくみんくらしを支え、みらいやくどう**国際都市** おおた」というしやうらいぞうをかか掲げています。

おおたくが**国際都市**としての**魅力**を高めるためには、**多様な歴史・文化**を有する**外国人区民**が、**一人ひとりの個性と能力**を発揮するとともに、**多彩な交流**により**地域**とつながることが**重要**です。**日本人区民**も**外国人区民**も、ともに**地域社会**を支える**主体**として認め合い、ともに**地域の課題**を解決し、**多様性**を活かして**地域全体**を盛り上げていく**姿**こそ、めざすべき「**国際都市おおた**」の**姿**であると考えます。

そこで、**本プラン**では、**基本構想**に掲げた**区**の**将来像**を前提に、**多文化共生分野**における**将来像**を**当初プラン**から**継承**し、以下のとおり掲げ、**多文化共生社会**の**実現**をめざします。

しやうらいぞう
将来像

～**地域**の中で **わかりあい** **ともに生きる**～
多文化が**地域**に**活力**を生み出す「**国際都市おおた**」

この**将来像**を実現するため、**引き続き**、**当初プラン**で**設定**した以下の**3つの基本目標**達成に向け、**取り組み**ます。

きほんもくひょう 基本目標 1

がいこくじん にほんじん ちいきせいかつ たいとう たちば かん
外国人と日本人が**地域生活**において、**対等な立場**でよりよい**関係**を築けるように**多文化共生意識**を広げます

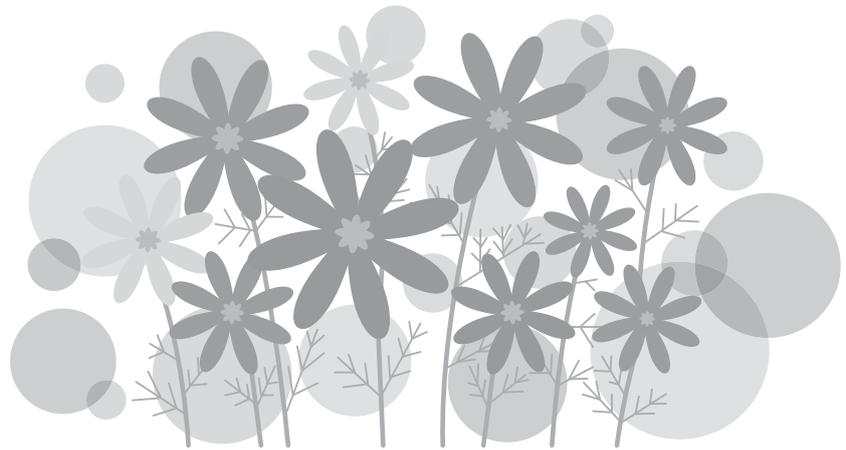
きほんもくひょう 基本目標 2

がいこくじん ちいき なか あんしん く
外国人が**地域**の中で**安心して暮らせる**まちをつくります

きほんもくひょう 基本目標 3

がいこくじん ちいき しゅじんこう ひとり こくさいとし
外国人も**地域の主人公**の一人として、「**国際都市おおた**」の**まちづくり**に**主体的に**参画する**仕組み**をつくります

基本目標の達成に向けては、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つを施策の柱とし、施策の柱のもと、さらに施策類型を設けます。この施策類型のもとに具体的な計画事業を設定することにより、着実に多文化共生施策を推進します。(第3章-1「プラン体系」参照)



※1 多文化共生……国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと(総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書(2006年3月)」から抜粋)

※2 外国人区民……本プランでは、外国籍の区民に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身等の区民も広く含みます。

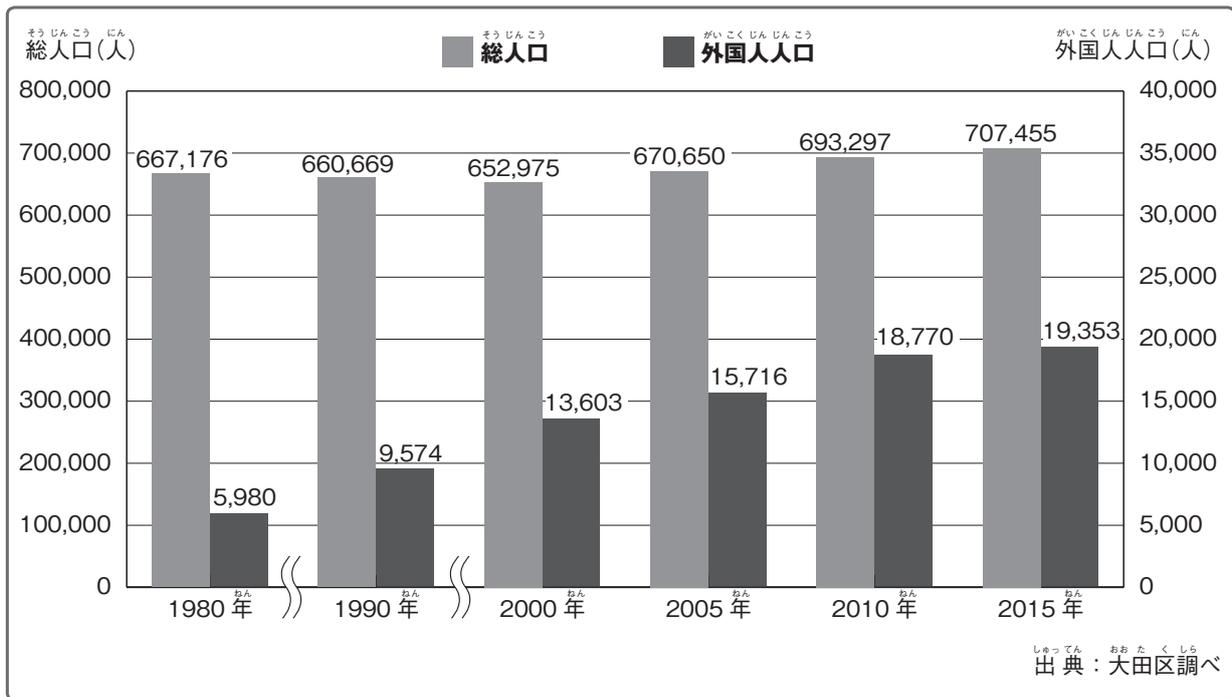
※3 地域力 ……………区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力と定義します。

1 外国人区民の現状

(1) 大田区における外国人人口の推移

区内在住の外国人登録者数、それ以降は住民基本台帳に登録されている外国人登録者数は、2015年（平成27年）1月1日現在19,353人で、総人口（住民基本台帳に登録されている日本人と外国人の総数）707,455人に占める割合は2.7%です。

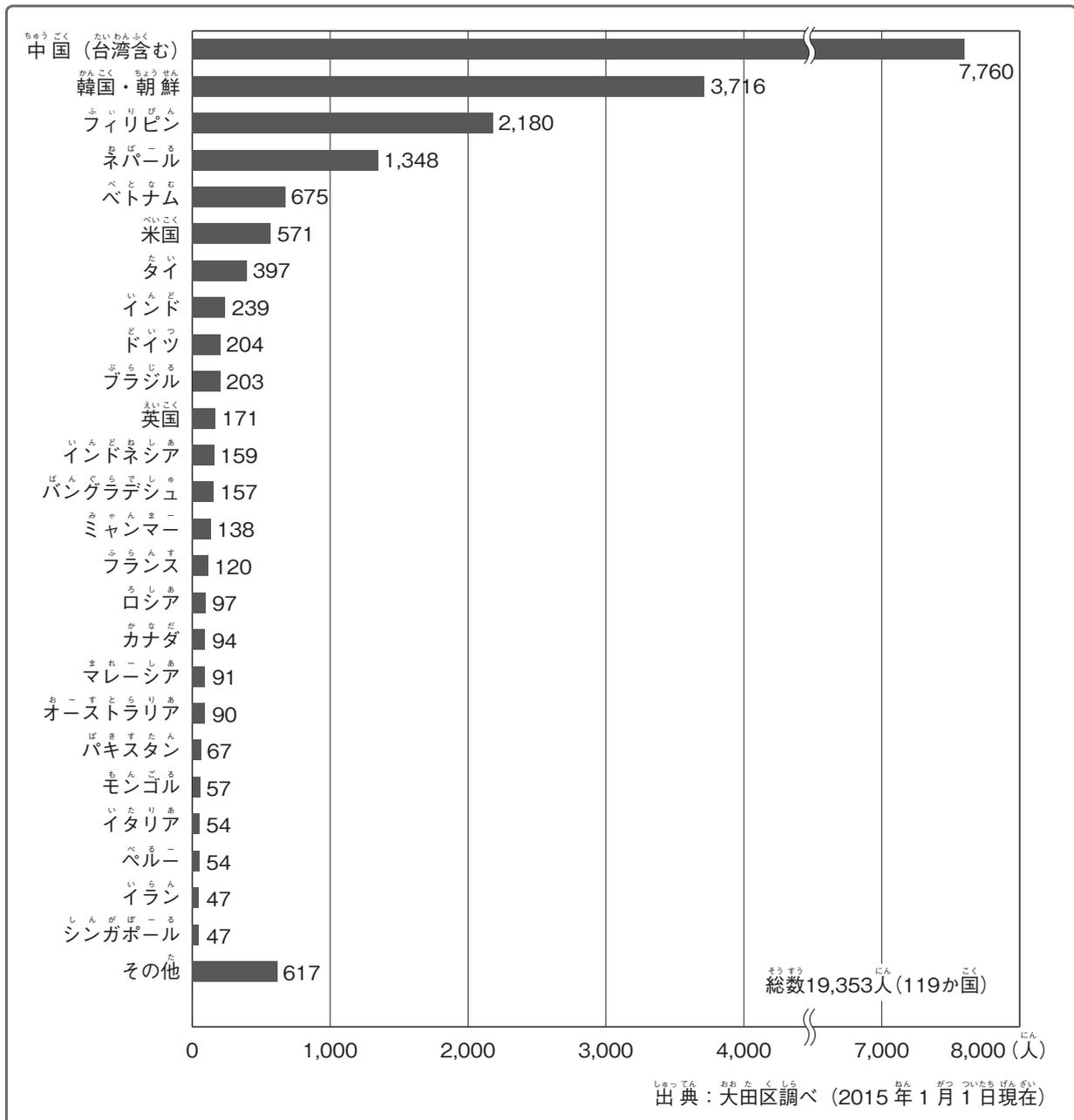
図表1 区内外国人人口の推移



こくせきべつがいこくじんすううちわけ
(2) 国籍別外国人人数内訳

く ないざいじゅう がいこくじん やく ちゅうごくせき たいわんふく っ かんこく ちょうせん
 区内在住の外国人は、約40%が中国籍（台湾含む）です。次いで、韓国・朝鮮、
 ふいりびん ねぼーる じゅん おお
 フィリピン、ネパールの順に多くなっています。区内には119か国（無国籍・その
 たふく ない なく ぐく ぐくせき
 他含む）の国籍の外国人が在住しています。

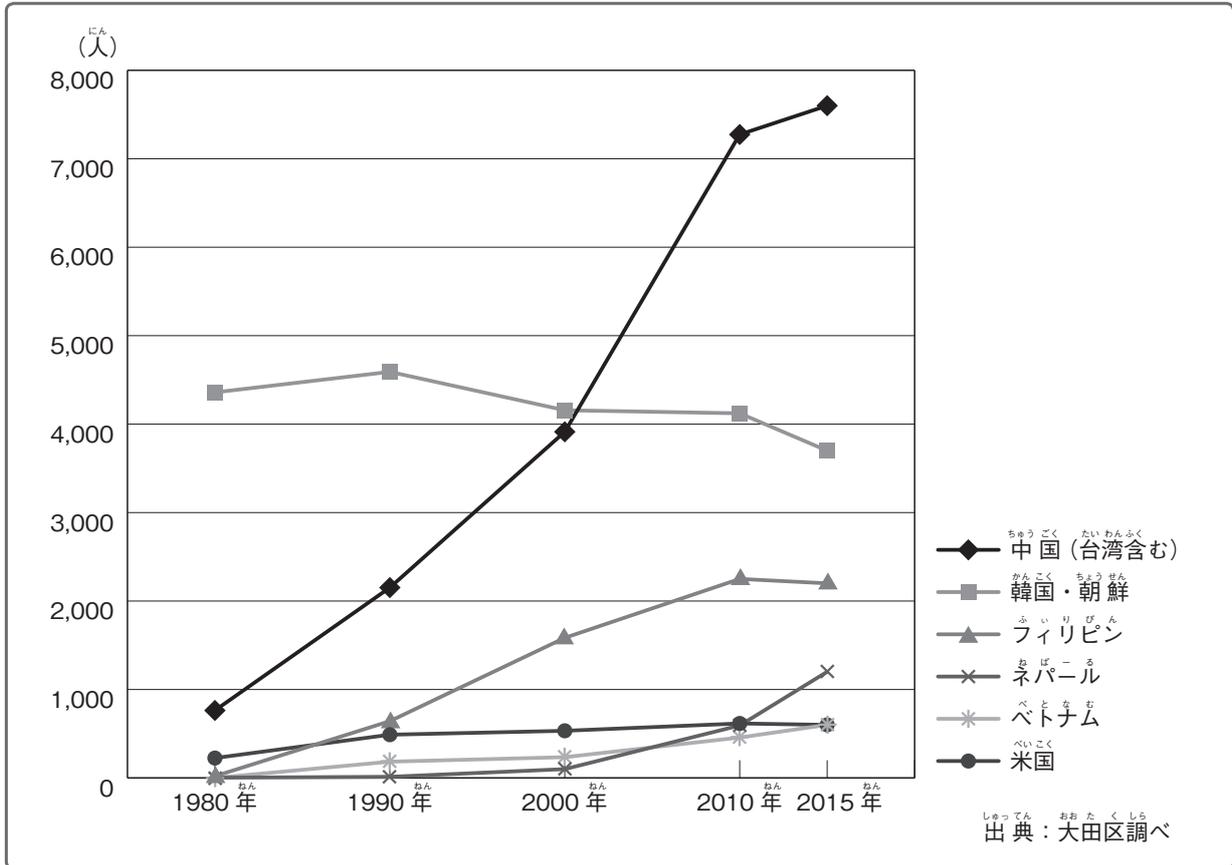
ず ひょう こくせきべつがいこくじんすう
図表 2 国籍別外国人人数



こくせきべつがいこくじんすう すい い
(3) 国籍別外国人数の推移

ねん へいせい ねん い こう ちゅうごくせき たいわんふく じんこう かんこく ちょうせん じんこう うわまわ
 2000年(平成12年)以降、中国籍(台湾含む)の人口が韓国・朝鮮の人口を上回り、大きく増加しています。また、ネパール国籍の人口も伸びています。

ず ひょう こくせきべつがいこくじんすう すい い
図表 3 国籍別外国人数の推移



ざいりゅうし かくべつうちわけ
(4) 在留資格別内訳

く ないざいじゅうがいこくじん ざいりゅうし かく うちわけ えいじゅうしゃ
 区内在住外国人の在留資格の内訳は、永住者※₁ が31.1%で最も高く、次いで
 とくべつえいじゅうしゃ かく ぞくたいざい
 特別永住者※₂ が12.4%、家族滞在※₃ が10.4%となっています。

	おとこ 男	おんな 女	ごうけい 合計
えいじゅうしゃ 永住者	2,106	3,905	6,011
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	1,240	1,153	2,393
か ぞくたいざい 家族滞在	674	1,343	2,017
りゅうがく 留学	1,065	745	1,810
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	469	1,048	1,517
じんぶん ちしき こくさいぎょうむ 人文知識・国際業務	645	707	1,352
ていじゅうしゃ 定住者※ ₄	518	670	1,188
ぎじゅつ 技術	709	185	894
ぎのう 技能	663	64	727
えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう 永住者の配偶者等	152	174	326
とくていかつどう 特定活動	149	168	317
きぎょうないてんきん 企業内転勤	197	47	244
とうし けいえい 投資・経営	159	53	212
ぎのうじっしゅう ごうろ 技能実習2号口	103	4	107
きょうじゅ 教授	53	11	64
きょういく 教育	11	15	26
ぶんか かつどう 文化活動	16	7	23
けんしゅう 研修	14	4	18
しゅつしょう けいかたいざい 出生による経過滞在	3	14	17
けんきゅう 研究	8	4	12
しゅうきょう 宗教	7	3	10
げいじゅつ 芸術	7	2	9
いりょう 医療	0	4	4
ほうどう 報道	3	0	3
ほうりつ かいけいぎょうむ 法律・会計業務	2	0	2
こうぎょう 興行	2	0	2
その他	47	1	48
ごうけい 合計	9,022	10,331	19,353

しゅつてん おおたくしら ねん がつ にちげんざい
 出典：大田区調べ（2014年12月31日現在）

2 大田区のこれまでの取組と成果及び今後の課題

(1) 重点項目の取組

当初プランで重点項目とされていた2つの事業について、これまで（当初プラン策定後（2010年度）から2014年度まで）以下のとおり取り組んできました。これらの事業により、大田区の多文化共生施策は大きく前進したといえます。

◆ 大田区多文化共生推進センターの開設

大田区の多文化共生推進の拠点として、2010年（平成22年）9月1日に大田区多文化共生推進センター（以下「mics（ミックス）おおた※5」という。）を開設しました。mics おおたでは、外国人区民が大田区で安心して暮らせるよう、日本人区民と外国人区民との交流や学習機会を新たに提供するとともに、多言語相談窓口の運営、行政情報の翻訳、区施設への通訳派遣などを行っています。mics おおたの開設により、外国人区民への日常生活上のサポート体制は格段に充実しています。



mics おおたには、相談窓口や多言語資料コーナーのほか、国際交流のために気軽に利用できる交流スペースもある

〈外国人生活相談〉

外国人が気軽に相談できるよう、多言語相談窓口を運営しています。

mics おおた窓口での 相談件数（件）	2010年度 （平成22年度）	2011年度 （平成23年度）	2012年度 （平成24年度）	2013年度 （平成25年度）
	964	731	796	931

〈行政情報等の多言語化〉

区民への重要なお知らせや窓口での申請書等の行政情報を、各部局からの依頼に基づき翻訳しています。

各部局からの依頼に 基づく行政情報の 翻訳件数（件）	2010年度 （平成22年度）	2011年度 （平成23年度）	2012年度 （平成24年度）	2013年度 （平成25年度）
	103	149	173	307

〈区施設への通訳派遣〉

窓口等で意思疎通を円滑に行えるよう、区役所や区施設に通訳を派遣しています。

区施設への 通訳派遣数 (件)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
	153	89	76	89

※mics おおたと本庁舎はほぼ隣接しており、本庁舎へは随時派遣を行っているため、このカウントには含んでいません。

〈日本語教室〉

ボランティア日本語教室と連携して、学習者のニーズに合った日本語教室を実施しています。

受講者の 延べ人数 (人)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
	初級日本語教室	初級日本語教室	初級日本語教室	初級日本語教室
	372	315	426	349

※2014年度(平成26年度)から新たに「こども日本語教室」を開設しました。

〈交流イベント〉

日本人区民と外国人区民が交流できる場を提供しています。

2010年度(平成22年度)

- ・世界フルツパーティー(参加者230人)
- ・フィリピンデー(参加者50人)

2011年度(平成23年度)

- ・コリアンデー(参加者780人)
- ・大田区の姉妹・友好都市を知ろう(参加者220人)

2012年度(平成24年度)

- ・世界音楽フェスタ(参加者 第1部220人 第2部125人)
- ・バスディスカッション※6(参加者28人)



多言語相談窓口では、各種相談のほか日本語教室や交流イベントの情報なども提供している

2013年度 (平成 25 年度)

- ・セーラム市との交流会 (参加者 27 人)
- ・ドイツハウス (参加者 285 人)
- ・ジャパンデー (参加者 73 人)

2014年度 (平成 26 年度)

- ・真夏のちらし寿司・餃子コンテスト (参加者 18 人)
- ・ジャパンデー (参加者 110 人)
- ・ネパールフェス (参加者 2,165 人)

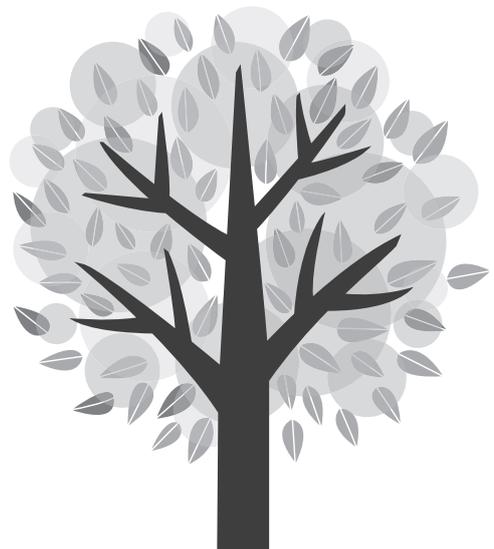
-
- ※ 1 永住者……………出入国管理及び難民認定法第 22 条に基づき、法務大臣から永住の許可を受けた者の在留資格。
 - ※ 2 特別永住者……………「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められている、終戦前から引き続き日本に在留し、日本国との平和条約により日本国籍を離脱することとなった者とその子孫が該当。
 - ※ 3 家族滞在……………特定の在留資格を持つ外国人が扶養する配偶者・子が有する在留資格。
 - ※ 4 定住者……………法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者の在留資格。
 - ※ 5 micsおおた……………micsは Multilingual Information and Collaboration Squareの頭文字をつなげた造語。区で設置し、運営は事業委託している。
 - ※ 6 バズディスカッション……………6人ぐらいの小グループに分かれ、くつろいだ雰囲気ですすめながら共通の問題の解決に近づこうとするもの。(2012年度の交流イベントでは、日本人区民と外国人区民が参加し、5年後の大田区の多文化共生の課題についてバズディスカッションを行った。)

◆**大田区多文化共生推進協議会の設置・開催**

区では、「国際都市おおた」にふさわしい多文化共生のまちづくりを進めるため、区が抱える課題をリアルタイムかつ具体的に協議する場として、2011年9月に大田区多文化共生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。外国人区民を含む協議会の委員は2年を任期として選出され、協議の結果を区長に報告し、提言も行います。これまで2期の協議会が開催され、2回の提言がなされていますが、施策としてすでに実現しているものもあり、協議会の提言は大田区の現状に対応した施策にスピーディに反映されています。



外国人区民を含む様々な立場の委員により、多角的な視点から活発な意見が飛び交う多文化共生推進協議会



だい き きょうぎかい じっしがいよう
【第1期】 協議会の実施概要

<p>き かん 期 間</p>	<p>2011 年度から 2012 年度</p>
<p>い いん 委 員</p>	<p>うちわけ (内訳) がいこくじん くみん にん 外国人区民 4 人 にほんじん くみん にん 日本人区民 3 人 こくさいこうりゅうだんたい しょぞく くみん ふたり 国際交流団体に所属する区民 2 人 こくさいこうりゅうほうらんと い あ にん 国際交流ボランティア 3 人 じちかい ちょうかい かか くみん ひとり 自治会・町会に関わる区民 1 人 がくしきけいけんしゃ ふたり 学識経験者 2 人 くしょくいん ひとり 区職員 1 人 ※ただし、2 名は転居のため 2011 年度をもって退任</p>
<p>かいはいかいすう 開催回数</p>	<p>7 回 (2011 年度 3 回、2012 年度 4 回)</p>
<p>きょうぎないう 協議内容</p>	<p>(2011 年度) ● 大田区における多文化共生について 4 点の課題を挙げた。 (1) 課題 1：子どもへの支援 多文化共生の視点に立った子どもの支援を行うため、区や教育委員会、 地域などが更に連携を深める必要がある。 (2) 課題 2：情報提供のあり方 外国人区民に行政情報や地域情報を提供するため、インターネットや ソーシャル・メディアも含めた情報提供媒体の多様化が必要である。ま た、やさしい日本語での情報発信について検討する必要がある。 (3) 課題 3：多文化共生の意識づくり 多文化共生の意識づくりのため、外国人区民に日本の文化、言語、生活 習慣を理解してもらおうとともに、日本人区民に対しても意識啓発を行 う必要がある。 (4) 課題 4：防災 外国人区民に対する防災意識の普及啓発を行うとともに、災害時の外国 人区民への情報提供のあり方について検討する必要がある。</p> <p>(2012 年度) ● 4 点の課題のうちの 2 つの課題についてより深く協議を行った。 ● 分科会形式とし、2 つのグループに分かれてそれぞれの課題について協議した。</p>

こそだ しえんぐゝる ーぶ
子育て支援グループ

- 日本語学習支援は、外国人児童・生徒にとって重要な支援である。大田区では、日本語学習支援として日本語教室等を実施しているが、支援が必要な外国籍の子どもたちのうち、現在の支援策でどれくらいサポートできているのかなどのニーズを把握し、適切な支援策を検証する必要がある。
- 子どもの支援のためには、親や家族全体を支援する必要があるが、自治会・町会や学校など、日本人区民の協力者を増やすことが重要である。
- 日本人及び外国人の子どもたちが多文化共生の担い手として成長していけるようなサポートも必要である。そのためには、未来を担う子どもたちが、子どものうちから多文化共生の意識を身に付けられる環境を整えることが重要である。

じょうほうていきょうぐゝる ーぶ
情報提供グループ

- 「Ota City Navigation」「ごみの出し方」「防災地図」など、多言語のパンフレット等は各部局で作成しているが、配布方法が限定的であるため、パンフレット等の存在自体が区民に知られていないこともある。配布場所を広く周知するほか、配布方法を検討する必要がある。
- 紙媒体のみならず、メールマガジンやホームページなどインターネットを利用する方法も取り入れるべきである。
- 外国人区民に情報提供するためには、mics おおたを更に活用する必要がある。そのために、mics おおたの存在や活動内容を広くPRすること、mics おおたに多言語資料を集約してインフォメーションセンターの機能を高めること、コーディネート機能を強化し、国際交流団体や外国人区民の間のネットワークを構築すること、などに取り組むべきである。

だい き きょうぎかい じっしがいよう
【第2期】 協議会の実施概要

<p>き かん 期 間</p>	<p>2013 年度から 2014 年度</p>
<p>い いん 委 員</p>	<p>14 人</p> <p>(内訳) 外国人区民 5 人 日本人区民 2 人 国際交流団体に所属する区民 2 人 国際交流ボランティア 1 人 自治会・町会に関わる区民 1 人 学識経験者 1 人 区役所職員 1 人</p>
<p>かいさいかいすう 開催回数</p>	<p>7 回 (2013 年度 3 回、2014 年度 4 回)</p>
<p>きょうぎないよう 協議内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2011 年度に挙げられた課題のうち、残る 2 つの課題 (2012 年度に掘り下げ ていない課題) について協議した。 ● 協議は、2012 年度と同様、分科会形式で 2 つのグループに分かれて行った。 <p style="text-align: center;">多文化共生の意識づくりグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多文化共生の意識づくりにおける課題として主に以下の 2 点が挙げられた。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多文化共生意識を高めるためには、多文化共生事業を区内全域で継続し て行うことが重要であるが、マンパワーや費用の制約により、現状は実 施できているとは言い難い。 (2) 多文化共生の意識づくりのためには、日本人区民と外国人区民が日常的 に交流できるような場を地域に作っていくことが必要であるが、多くの区 民が参加できるとともに継続して交流できる場の提供はできていない。 ● 課題解決のために挙げられた区長への提言は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多文化共生推進事業を行うにあたっては、区職員だけでなく国際交流 ボランティア等がサポートを行う。具体的には「(仮称)多文化共生ま ちづくり委員会」を立ち上げ、日本人と外国人のコミュニケーションを支 援する「コミュニケーション支援グループ」と、外国人区民からのちょっ とした相談を電話やメールで受け付ける外国人区民向けアドバイザー制度 である「生活支援グループ」の 2 つのグループを設けて、ボランティアが 活動する。 (2) 日本人区民と外国人区民が交流できる施設を地域に設置し、お互いの文 化や言語を教え合えるような環境を作る。

防災グループ

- 外国人に対する防災事業についての課題として主に以下の2点が挙げられた。
 - (1)地震等の経験がない外国人区民は、防災の知識が不十分であり、災害に対する備えが不足しているおそれがある。防災訓練への外国人の参加率も依然として低い。
 - (2)災害時には、避難所などで言葉が通じず指示の統一や意思疎通が図れない現状がある。
- 課題解決のため挙げられた区長への提言は以下のとおりである。
 - (1)外国人区民に対して防災意識を啓発するために、外国人向けのイベントや外国人が主催するイベントの中で防災訓練を実施するなど、外国人区民が防災訓練に気軽に参加できるよう工夫する必要がある。
 - (2)現在避難所に設置している多言語コミュニケーションボードやコミュニケーション用バンダナを活用するほか、国際交流ボランティアや来~る大田区大使などに協力を呼びかけ、災害時言語支援ボランティアとして育成していくなど、災害時のコミュニケーション手段をより強化すべきである。
- また、それぞれのグループで検討された共通の課題及び課題解決のための区長への提言は以下のとおりである。
 - (1)2つのグループで共通して挙げられた課題
 - 外国人区民に必要な情報を提供することは重要な行政サービスであり、特に災害時などに防災情報を伝えることは大変重要である。しかし現状は外国人区民に必要な情報が的確に伝わっているとは言い難い。外国人区民への情報提供手段を拡充する必要がある。
 - (2)2つのグループで共通して挙げられた課題解決のための区長への提言
 - 外国人区民への情報提供手段として、メールを活用する。メールは、情報を多言語でリアルタイムに配信することができる。外国人区民にメールアドレスを登録してもらうために、「Ota City Navigation」やイベントで呼びかけ、その場で登録できるように工夫することやメールアドレス登録のメリットを説明することが必要である。
 - SNSを利用して仲間をつくる外国人区民が多いため、mics おおたがツイッターやフェイスブックを多言語で作成し、SNS上で外国人コミュニティとつながる仕組みをつくり、情報提供を進める。

(2) 施策類型別の取組と成果及び今後の課題

本プランは、将来像の実現のため、3つの基本目標を掲げ、3本の施策の柱のもと、8つの施策類型、さらには36の具体的な計画事業を設定しています（第3章－1「プラン体系」参照）。

本プラン策定にあたり、8つの施策類型ごとに、これまで（当初プラン策定後（2010年度）から2014年度まで）の取組をまとめるとともに、平成26年度大田区多文化共生実態調査（巻末資料参照 以下「実態調査」という。）の結果や、協議会、プラン改定にあたっての庁内検討会等をふまえ、大田区における今後の課題を以下のとおり整理しました。

◆ 施策類型 1 多言語対応

これまでの取組と成果

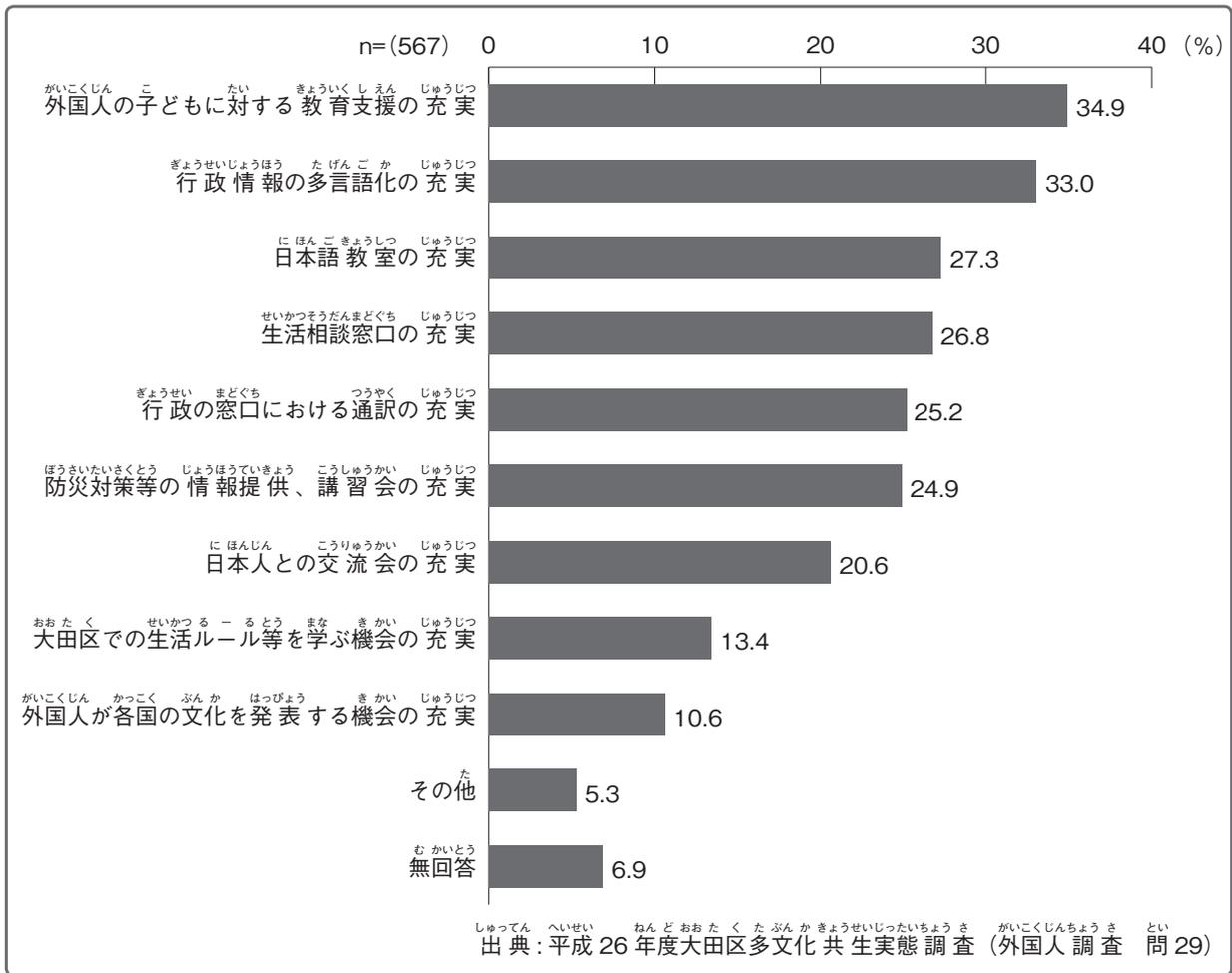
日本語の読み書きや日本語によるコミュニケーションが不自由な外国人であっても、スムーズに行政サービスを受けることができるよう、申請書類や案内パンフレット等の多言語化を進めてきました。また、mics おおたからの通訳派遣や本庁舎（国際都市・多文化共生推進課）での通訳の配置により、行政窓口や区施設での的確な意思疎通や正確な行政情報の提供を図っています。mics おおたが開設してから、行政情報の翻訳（多言語化）は平均約180件／年、区施設への通訳派遣は平均約100件／年の実績を重ねています（2010～2013年度）。

今後の課題

実態調査では、外国人調査において、区に望むサービスとして「行政情報の多言語化の充実」が33.0%となっており、依然として多言語対応を要望する声は高いと言えます（表1）。日本語のままだも、漢字・カタカナにルビ（ふりがな）付けをすれば読めるようになるという外国人区民も多くいるため、多言語化に加え、日本語へのルビ付けの普及を図ることで効果も期待できます。

また、税金・健康保険・年金などは、外国人区民に日本の制度自体を理解してもらうことが難しいという課題もあります。そのため、単に多言語化するだけでなく、理解しやすい表現への置き換えや丁寧な説明など、外国人区民に配慮した工夫が必ずや必要です。

ひょう おお た く たい さーびす のぞ
【表 1】 大田区に対してどのようなサービスを望みますか（○はいくつでも）



これまでの取組と成果

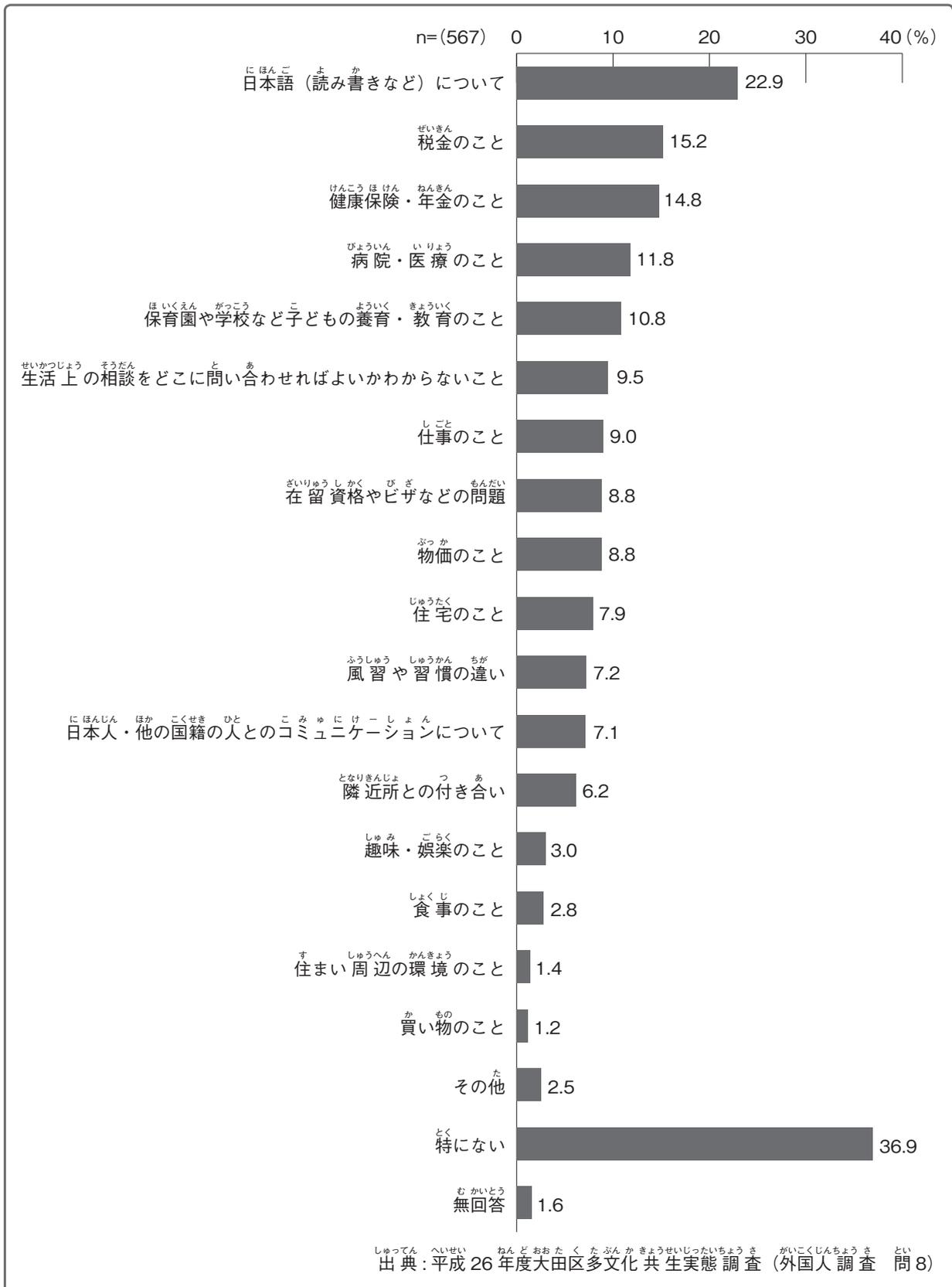
外国人区民が、地域の中で生活するうえで必要なコミュニケーションを取ることができるよう、日本語教室を開催・支援することにより、外国人区民の日本語習得をサポートしています。

現在、区内には17のボランティア日本語教室があり（2015年1月現在）、区はこれらの教室の活動を支援するために、ボランティア育成のための養成講座、ボランティア教室同士の間を深めるための連絡会などを行っています。また、ボランティア日本語教室のほかに、「初級日本語教室」と「こども日本語教室」を区が主催していますが、このうち「こども日本語教室」は、第1期協議会において区長に提言されたものであり、2014年度から事業として実施しています。

今後の課題

実態調査によると、外国人区民が日常の暮らしの中で不便を感じていることや困っていることは、「日本語（読み書きなど）について」が22.9%と最も高くなっています（表2）。また、区に望むサービスについても、「日本語教室の充実」が上位にあり（前頁表1）、引き続き、日本語習得のための支援は重要度が高いと言えます。一方で、大田区日本語教室の認知度は必ずしも高くなく（同実態調査において認知度31.0%）、習得支援の充実とともに、教室周知の工夫・徹底も図る必要があります。

ひょう にちじょう く なか ふ べん かん こま
【表 2】 日常の暮らしの中で不便を感じていることや困っていること(○はいくつでも)



これまでの取組と成果

外国人区民が地域の情報を知り、安心して暮らしていくために、区は、行政情報等を多言語で発信しています。区内の旬な情報を掲載した「Ota City Navigation」（年10回、5か国語で発行）などの多言語情報紙のほか、ツイッターやデジタルサイネージも活用しながら、様々な手段で多言語による情報提供を行っています。

健康・保健・衛生に関しては、デング熱等の感染予防のために蚊の発生を防ぐ注意喚起を翻訳するなど、優先度に応じて情報を多言語化し、迅速に対応してきました。

また、外国人という理由で入居を断られるなど、住まいを探すときに偏見・差別を感じている外国人区民が多いため（実態調査 問9-1）、貸す側の日本人（不動産業者やオーナー）と借りる側の外国人区民の理解を深める「部屋さがしハンドブック」の発行・配布を通じて、トラブルなく契約が行えるよう賃貸住宅に関するルールやマナーを日本人と外国人の双方に向けて周知しています。さらに、外国人への賃貸物件紹介に理解のある区内不動産業者の情報提供も行っています。

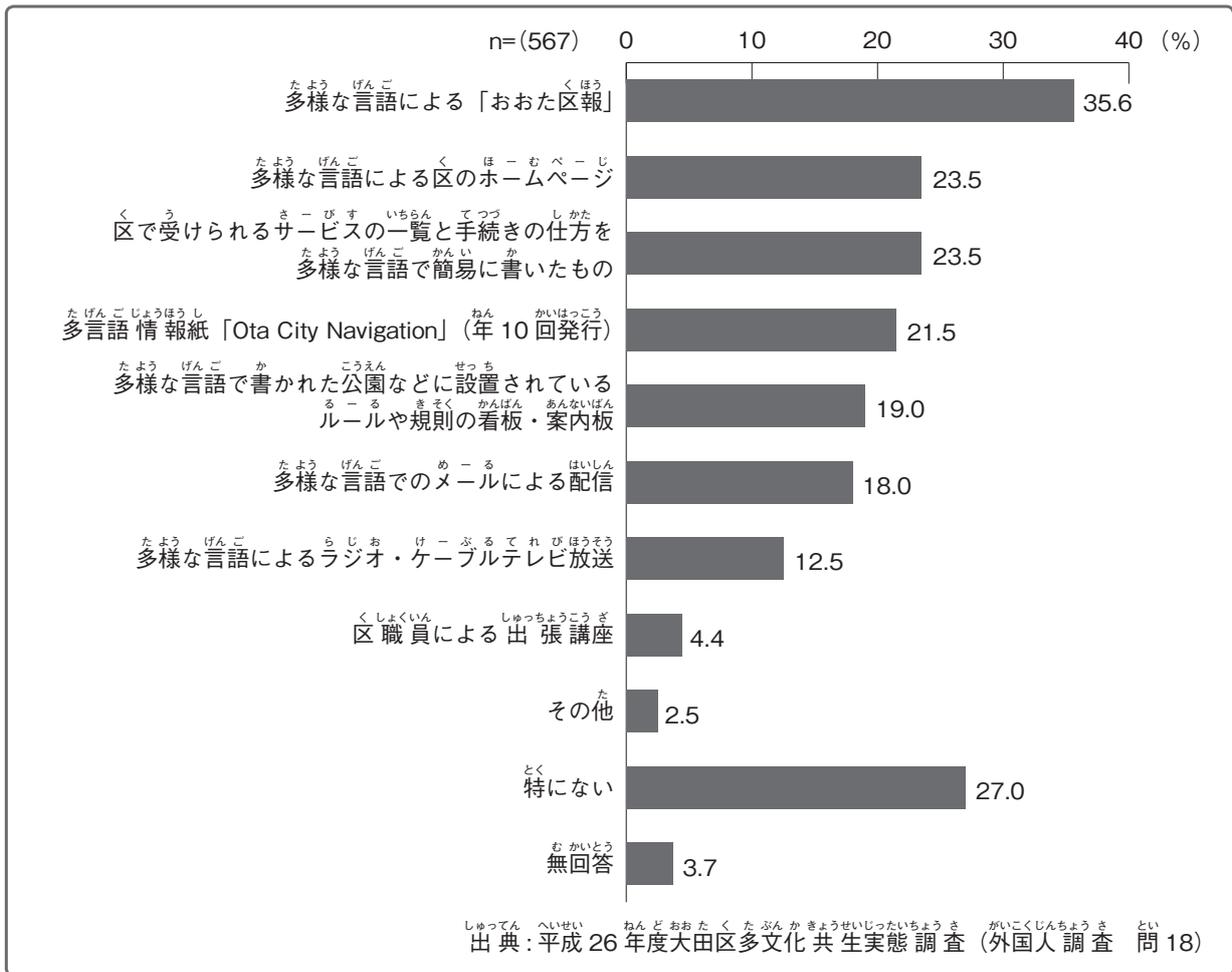
今後の課題

mics おおたでの翻訳対応により、多くの行政情報を多言語化できていますが、その情報をどのように外国人区民に届けるか、提供の仕方を整備する必要があります。特にパンフレット類は、作成するだけでなく、外国人区民が手にとりやすく、なおかつそのパンフレットの目的に合った、効果的・効率的な配布場所・方法を考慮する必要があります。

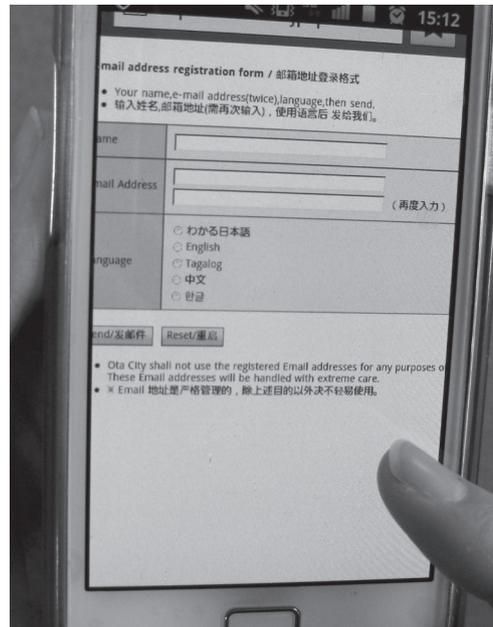
実態調査の結果では、行政サービスやくらしの情報・ルールを知るための手段として、「多様な言語による区のホームページ」が上位となっています（表3）。情報を的確に伝えるためにも、高い翻訳精度を確保するなど、外国人区民にわかりやすいホームページの作成が求められます。

また、パンフレットやホームページのほかにも、SNSなどの急速な普及により、区民の情報取得の手段は拡大しています。区民に必要とされる情報を、どのような手段を使ってどのように届けるか、最適な方法を常に考える必要があります。

ひょう きぼう ぎょうせい さーびす じょうほう るーるの しゅうちしゅだん
【表3】 希望する行政サービスや暮らしの情報・ルールの周知手段(○はいくつでも)



えいご ちゅうごくご にほんご はんぐる たがろくご げんご
 英語、中国語、わかる日本語、ハンデル、タガログ語の5言語で発行している多言語情報紙「Ota City Navigation」



Ota City Navigation や外国人区民向けのイベントと情報、災害情報などをメール配信するのと、迅速な情報提供が可能となった(2014年度開始)

これまでの取組と成果

より多くの外国人区民に防災意識の普及啓発を図るため、区は、外国人区民に防災訓練への参加を呼びかけてきました。2014年度には、第2期協議会の提言を受け、外国人向けのイベントの企画のひとつとして防災訓練を開催することで、過去最高の110人の外国人区民が起震車体験などの防災訓練に参加し、大きな成果を挙げる事ができました。

また、災害時の被害を軽減するため、防災パンフレットや防災地図の多言語版を作成したほか、コミュニケーションボードやコミュニケーション用バンダナなどの多言語ツールを避難所に設置し、言葉が通じなくても災害時に基本的な意思疎通ができるような仕組みづくりも行いました。

今後の課題

外国人の中には、地震や水害などを経験したことがないために、防災に関する知識が不足している人や防災意識が希薄な人が少なくありません。実際に災害が発生した際、日本語が理解できなかったり防災知識が十分でなかったりする外国人は、情報不足により、日本人区民より困難な状況に陥りやすいと考えられます。

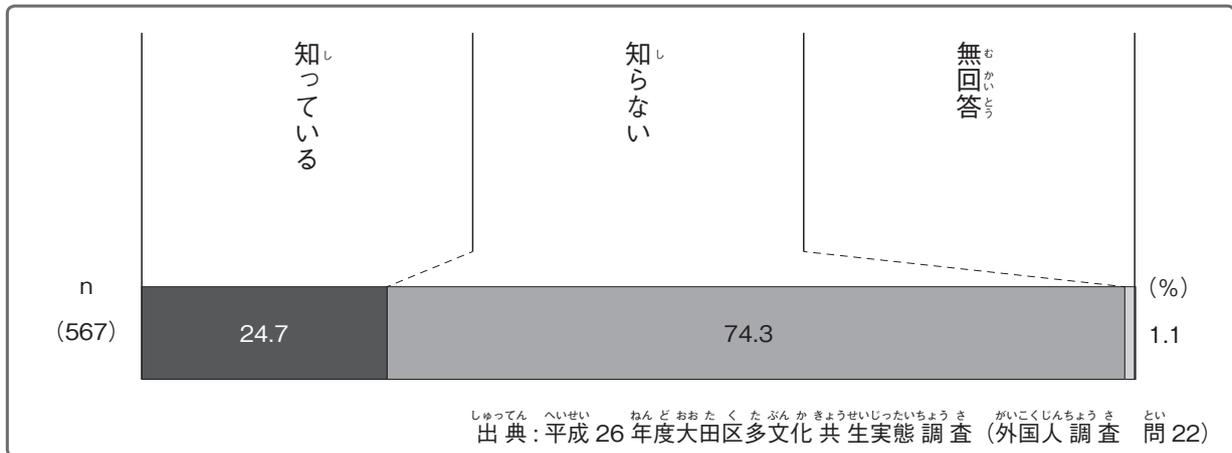
そのため、区は、外国人区民に対する防災意識の普及啓発に平時から取り組むとともに、災害時における外国人区民への的確な情報提供手段を確保する必要があります。さらに、的確な情報伝達により、外国人区民は災害時に援護される側ではなく、防災ボランティア等の支援の担い手になることもできます。共助という視点からも、災害時における情報の多言語化やコミュニケーションツールの多様な活用方法を推進していくことが必要です。

なお、実態調査においては、外国人区民の防災訓練への参加率の低さが課題として浮き彫りとなっています。地域で行われている防災訓練を知っていると回答した外国人区民は24.7%にとどまりました(表4)。さらに、防災訓練があることを知っているとした外国人区民の中でも、参加したことのある人は35.7%となっており(表5)、防災訓練を知らないか、もしくは知っていても参加したことのない外国人区民がおよそ9割を占めていることがわかります。

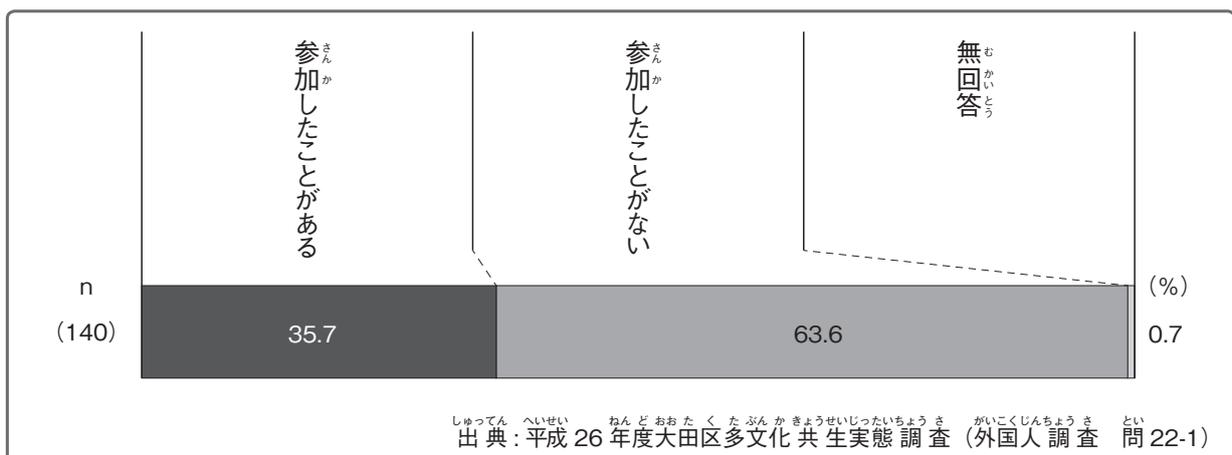
災害時には、地域住民が協力し合い、助け合うことが求められます。各地域で行っている防災訓練は、災害時の知識を習得するだけでなく、地域とつながること

ができる有効な機会です。地域における日本人区民と外国人区民の連携を図る観点から、外国人向けイベント内での防災訓練だけでなく、各地域における防災訓練に外国人区民が積極的に参加できるような工夫も必要です。

【表 4】 地域で行われている防災訓練の認知度 (○はひとつだけ)



【表 5】 (知っていると答えた人の) 地域で行われている防災訓練への参加の有無



うらめん
(裏面)



外国人向けイベントの企画のひとつとして開催した防災訓練
初期消火訓練、起震車体験、通報訓練などに 110 人の外国人区民が参加した

コミュニケーションボードとコミュニケーション用バンダナ
災害時に伝えるべき「痛い」「食べたい」「待ってください」
などの言葉がイラストとともに多言語で書かれている

これまでの取組と成果

子育て支援課や教育委員会の窓口で mics おおたから通訳を派遣し、多言語での相談を受け付けています。また、保育園、児童館、子ども家庭支援センターなどにおいても、通訳派遣による多言語対応を行っています。

区立小・中学校に通学している日本語を母語としない外国人児童・生徒に対しては、一人あたり原則 60 時間を上限に日本語特別指導を実施しています。日本語特別指導では、母語を使用した個別指導を行っており、日本語特別指導を 60 時間行った後も日本語指導が必要である場合には、指定された小・中学校に設置されている日本語学級に通学できる制度となっています。

また、就学前の子どもには、大田区こども日本語教室を開催して日本語習得を支援しています。大田区こども日本語教室は、多文化共生推進協議会の提言により実現した施策のひとつであり、一日 3 時間、週 3 日、年間 40 週開催し、2014 年 5 月に開始してから 12 月までの間に 30 人の子どもが通級しています。

今後の課題

大田区こども日本語教室や日本語特別指導、日本語学級を利用し、日本語で学校生活を送れるようになって、授業についていくことに困難を感じている児童・生徒も多いという実態もあります。日本語習得の次のステップとして、学習面のサポートについての検討も必要となってきます。

子育て支援は、子どもだけでなく、保護者や、その家庭を取り巻く環境などを含めた支援が必要のため、区や学校はもちろんのこと、地域での見守りが重要となります。日本人区民と外国人区民が地域で関わり合いをもち、子育て支援につなげていくことが必要です。



大田区こども日本語教室は、レベル別に少人数制で指導を行っている

これまでの取組と成果

日本人区民も外国人区民も、それぞれ自国の文化・背景をもっています。お互いの「違い」を理解し、尊重し合うためには、日本人区民と外国人区民が関わりを持つことが必要です。そのため、区では、日本人区民と外国人区民が気軽に参加できる交流イベントを開催し、区民同士の交流促進を図ってきました。交流イベントのほかにも、2013年度からは、外国人区民と地域とのつながりをより深めるため、18地区のすべての特別出張所管内で各地域の特色を活かした国際都市事業（「18色の国際都市事業」）を実施しています。

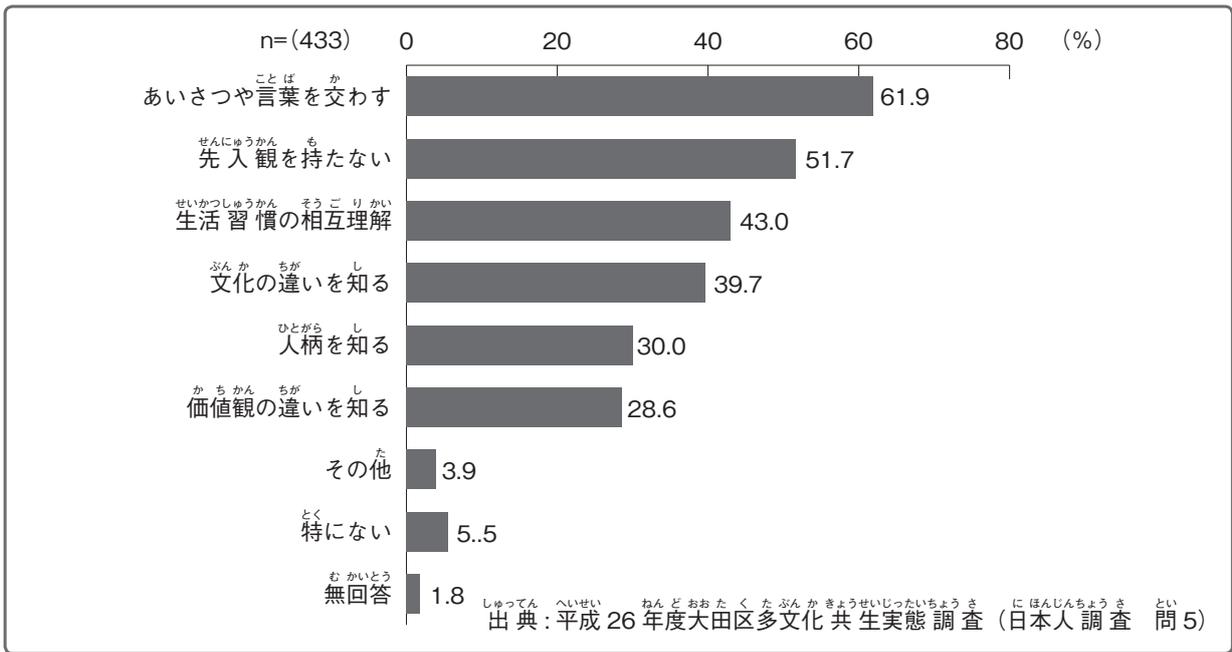
また、区役所全体で多文化共生施策を推進するため、多文化共生推進庁内連絡会議を設置し、情報の共有化と連携を図るとともに、意識啓発を目的とした職員研修を実施しています。

今後の課題

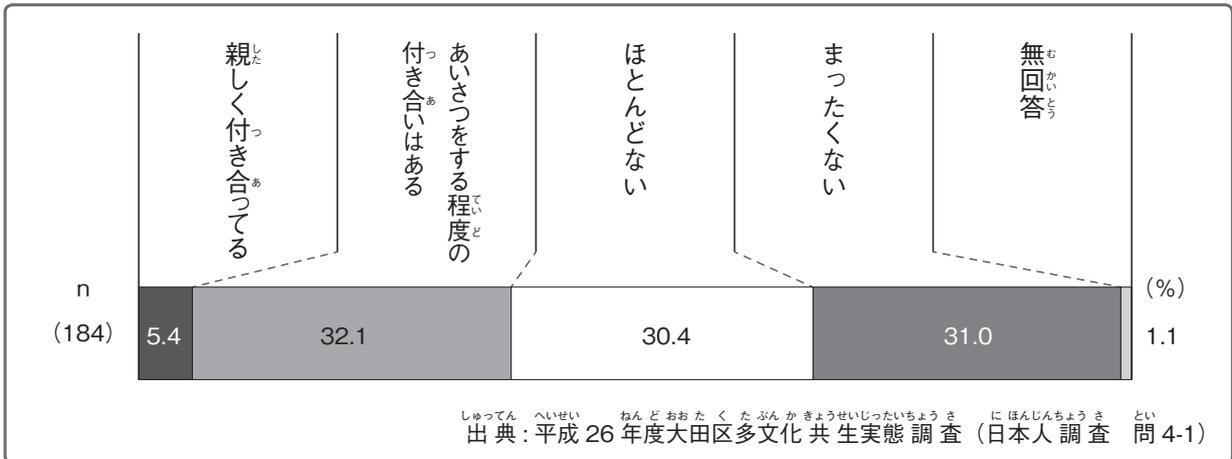
実態調査においては、同じ地域で外国人と生活していくうえで大切なこととして61.9%の日本人区民が「あいさつや言葉を交わす」と回答しています（表6）。一方で、実際に近隣の外国人と「親しく付き合っている」もしくは「あいさつをする程度の付き合いはある」と回答した人は37.5%にとどまっており、付き合いが「ほとんどない」、「まったくない」と回答した人の合計は61.4%に達しています（表7）。交流の大切さは認識しながらも、実際に交流するには至っていない背景には、日常生活における交流のきっかけが得にくいことが考えられます。そのため、引き続き日本人区民と外国人区民の交流の機会を創出していくことが必要です。イベントの開催だけでなく、日本人区民と外国人区民が気軽に交流できる施設を地域に設置したり、サロンを開催したりするなど、日常的かつ継続的な交流を増やす工夫が求められています。

日本人区民、外国人区民がともに住みよい地域社会を実現するためには、外国人区民は地域のルールや義務を理解し、地域の構成員として圧倒的多数を占める日本人区民は、多文化共生意識を高めることが重要です。未来を担う子どもたちに対して、学校生活などで異文化に触れ、相手を理解することにより、多文化共生意識を醸成することが必要となります。

ひょう おな ちいき がいこくじん せいかつ たいせつ
【表 6】 同じ地域で外国人と生活していくうえで大切なこと（○はいくつでも）



ひょう きんりん がいこくじん す ひと がいこくじん つ あ ていど
【表 7】（近隣に外国人が住んでいる人の）外国人との付き合いの程度（○はひとつだけ）



18色の国際都市事業（蒲田東特別出張所管内）
 第16回目となる「大蒲田祭」の連合渡御において、
 横断幕を掲げて「国際都市おおた」のPR



18色の国際都市事業
 （雪谷特別出張所管内）
 雪谷地区在住のロシア人
 によるロシアのお話と小
 物づくり

◆施策類型 7 多様性を活かしたまちづくり

これまでの取組と成果

外国人区民も、地域づくりの担い手としての力を活かす場として、外国人団体や外国人区民が自国の文化や言語を紹介するイベントを実施しました（ドイツハウス参加者285人 2013年度実施）。

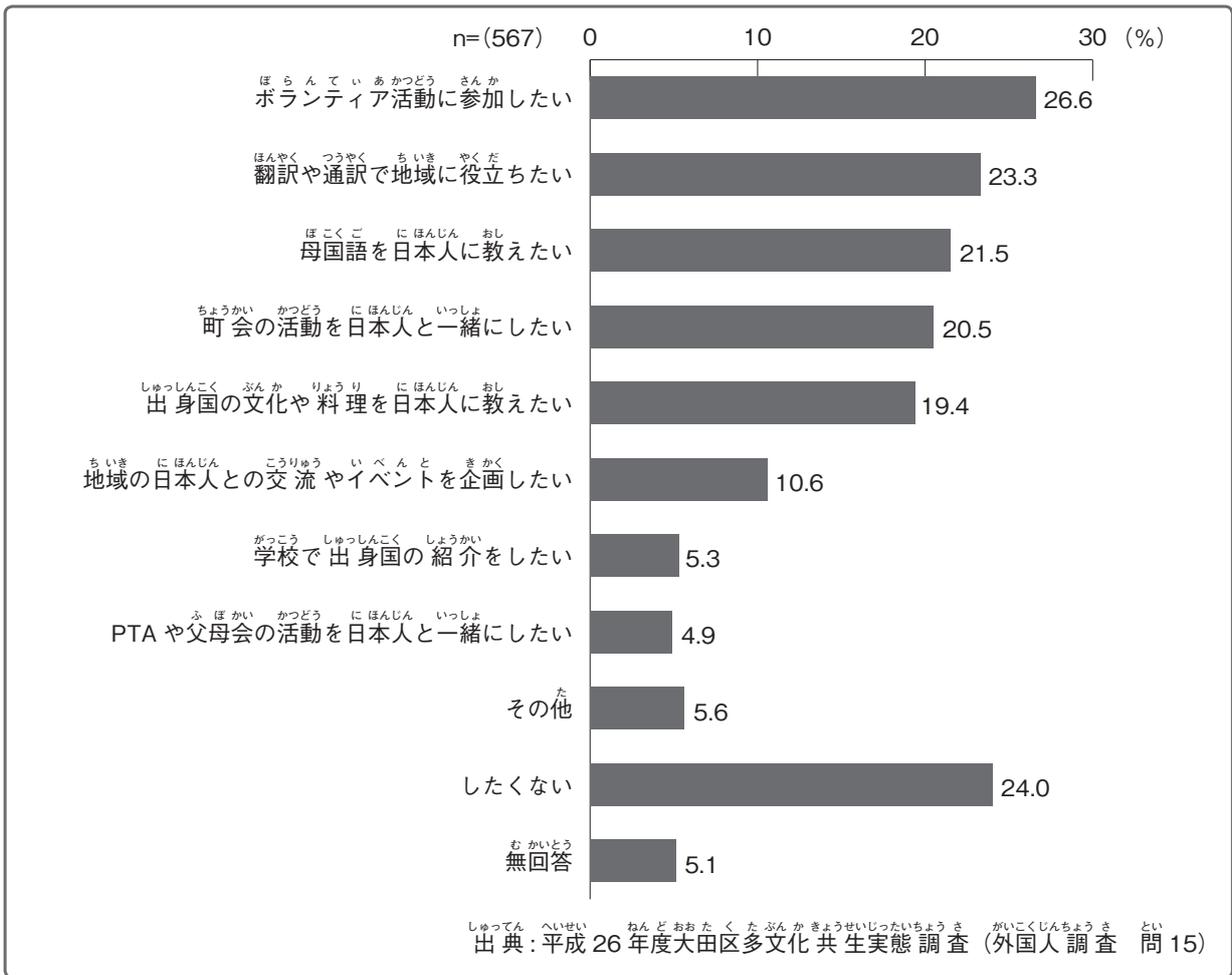
また、区内で活躍する国際交流団体（2015年1月現在52団体）の活動支援や国際交流ボランティア（2015年1月現在456人）の活用により、外国人区民が活躍できる場や機会の拡充を図っています。2014年度に初めて開催した国際イベント『国際都市おおたフェスティバル in 「空の日」羽田』では、91人（うち外国人27人）の国際交流ボランティアが会場内通訳として活動し、16か国語に対応することができました。このイベントでは、外国の民族衣装や言語、音楽などを体験できるブースを設け、来場者としてだけでなく主催者としても多くの外国人が参加しました。

今後の課題

実態調査では、外国人区民のほとんどが地域において何かしらの形で活動したいと考えています（「したくない」と「無回答」を除く）（表8）。外国人区民の貢献意欲をくみ取り、主体的に地域づくりに参加してもらうために、外国人区民が力を活かせる場を一層充実させることが必要です。

また、外国人区民の力を地域に活かすためには、地域でのネットワークづくりも必要です。外国人同士、外国人団体同士、外国人団体と地域・区民活動団体など、さまざまなネットワークを強化することで、外国人区民の力を活かした地域の活性化が期待できます。

ひょう ちいき なか かつどう
【表 8】 地域の中で活動してみたいこと (○はいくつでも)



はね だくこうとくせつかいじょう おこな やく にん らいじょうしや
 羽田空港特設会場で行われ、約 24,000 人の来場者
 で賑わった『国際都市おおたフェスティバル in「空の
 日」羽田』



せかい あじ ふーどこーと かっこく げんご つか
 世界の味めぐりができるフードコートや各国の言語を使っ
 たゲームのほか、パフォーマーによる歌やダンス、忍
 びショーなど、国際色豊かな催しとなった

◆施策類型 8 外国人が暮らしやすいまちづくり

これまでの取組と成果

自国とは違う環境で日常生活を送る外国人区民が、地域で安心して快適に暮らしていけるよう、ソフト・ハードの両面から環境整備を進めてきました。

ソフト面では、2010年に開設したmicsおおたを中心に、相談・通訳・翻訳、情報提供などのサポートを行っています。

また、ハード面では、ピクトグラム（絵文字絵単語）や多言語表示をサインや案内板に用いるなど、外国人にもわかりやすい情報のユニバーサルデザイン化に努めています。

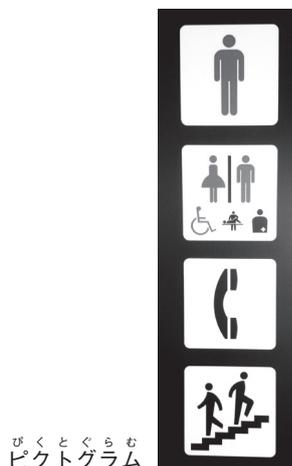
今後の課題

mics おおたにおける相談件数は年々増加傾向にあるものの、実態調査では、75%以上の外国人区民がmics おおたを知らないという結果になっています（表9）。より多くの外国人区民がmics おおたで気軽に相談・交流できるよう、施設の認知度の向上に努めることが必要です。

また、表10に示されるとおり、mics おおたに求められる取組は、「相談」をはじめ、多岐にわたっています。区は、随時mics おおたの持つ機能や取組の改善に努め、利用者満足度の向上を図る必要があります。

また、就労資格及び就労意欲のある外国人区民にとっては、充実した生活のため安定した就労が望まれるところですが、外国人就労者については全国的に、賃金・労働の問題や社会保険未加入などのために不安定な労働環境にあることも指摘されています。

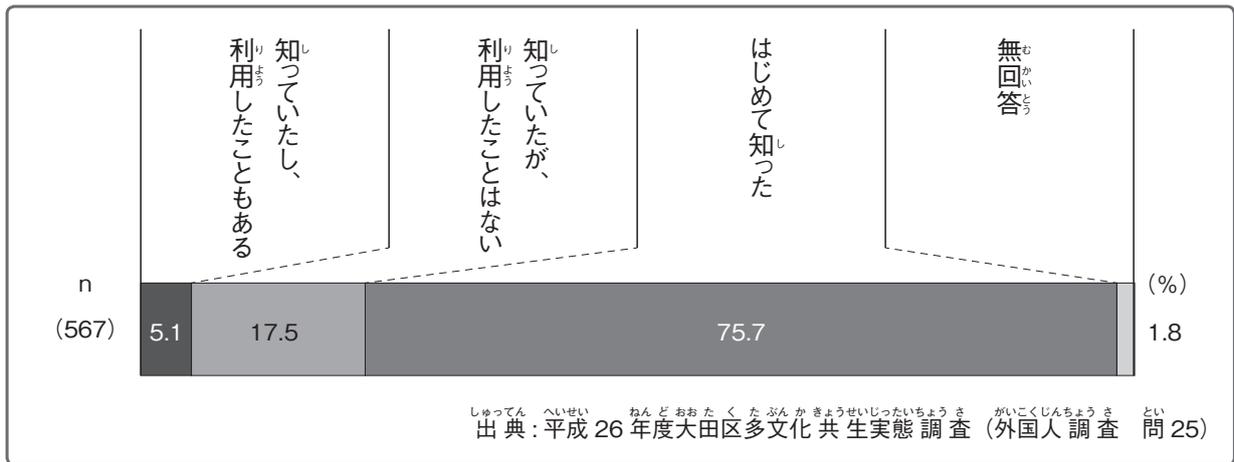
区では、mics おおたで外国人区民から就労の相談があった場合に、問題解決に向けて国やハローワークなどとの連携を図り、次のステップにつなげていく支援を行うことが必要です。



かくたひず
〈拡大図〉

ピクトグラムや多言語表示などにより、だれにもわかりやすい案内サイン

ひょう たぶん かきょうせいすいしんせんたー にんちど
【表 9】「多文化共生推進センター（mics おおた）」の認知度



ひょう たぶん かきょうせいすいしんせんたー
【表 10】多文化共生推進センターでできるとよいとおもうこと（○はいくつでも）

